（一）　昭和24年5月23日（第三種郵便物認可）　第173号　大分市報　昭和28年10月1日

大分市報

毎月1日16日発行

発行所　大分市役所
編集兼発行人　内田選夫
印刷所　第一印刷社

日本キリシタン博物館の建設について

日本キリシタン博物館建設委員会委員長　上田保

今般日本キリシタン博物館建設委員会では、キリシタンにゆかりのある大分市の旧デウス堂跡を中心として約七千坪の地に「日本キリシタン博物館」を建設して、我が国に於けるキリシタン文化財を蒐集保存し、兼ねてキリシタン文化研究の道場たらしめたいとの大計画を発願いたしました。

この博物館建設には約三億円の巨費を要する見込みでありますが既にローマ法皇庁よりも本年二月その基金として米貨一千ドルの御寄贈をうけましたので、当委員会は愈々勇躍所願の必成を期している次第であります。

併し、この膨大なる金額は固より県市財政で負担すべきものでないので、その調達は広く全世界の文化人や信者に呼び掛け、市長考案の大分県特産の竹材で製作した十字架を世界中に売り広め、その利潤を建設資金に充てることゝ致しました。

然し、その製作資金としても莫大な経費を要しますので、第一段として「記念鉛筆」を国内に売りさばき、その益金を以ってこの資金に充てる方法を採りました。

この大事業が実現致しました暁きには当大分市に文化の薫り高い国際的観光資源が生れ、一般観光客、文化人は勿論日本に来遊する欧米人も躍を接し、大分県にとっても日本にとっても素晴らしい施設となるでありましょう。

しかし「ローマは一日にして成らず」地元の皆様の御理解にみちた不断の御協力なくしては到底この事業の実現は期し得られませんので、茲に皆様の御協力を切望する次第であります。

この企てに対して在京県人会の方々、わけても一万田日銀総裁、後藤参議院議員、御手洗辰雄氏等は顧問として活躍して戴き、他の方々も非常な御尽力を賜っております。

また、一方カトリック信者としては、田中最高裁判所長官、元外務次官吉沢清次郎氏、日本文化放送協会常務理事利光洋一氏等を始めとして、夫れ夫れ真剣な活動をしておられます。そこで地元県民に対しては先に「滝廉太郎鉛筆」で随分お世話になっているので、重ねてのお願いで誠に御迷惑なこと、存じますが、何卒この事業が達成出来まするよう御援助、御協力をお願い申上げます。

因に本事業のために左の方々が顧問となって御尽力下さっております。

東京大司教　土井辰雄氏
福岡司教　深堀仙石エ門氏
日銀総裁　一万田尚登氏
最高裁長官　田中耕太郎氏
前上智大学総長　村上直次郎氏
外務省参事官　金山政英氏
大分県知事　細田徳寿氏
大分県議会議長　[illegible]崎頁氏
大分県教育委員長　松本文雄氏
大分県教育長　飯田忠氏

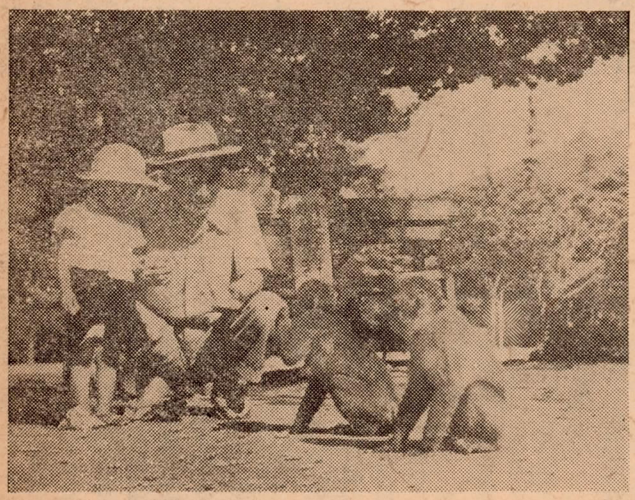

自然動物公園が出来ました

國立公園高崎山

昨年十一月大分市長の発案により猿寄に成功した高崎山は今や大分市はもとより日本でも例を見ない自然動物公園として広く全国に宣伝されるに至りました厚生省でもこの類例を見ない野猿及びせい息する高崎山の一部を国の力によって保護育成し観光に必要な施設を行うため特に阿蘇国立公園に編入すると共に我が国始めての自然動物公園に九月三日附正式に指定されました。

国立公園とは国が必要と認めた場合国費を投じ国の力によって管理を行うもので大分市の高崎山も（公園地区内）総て厚生省の指示に基いて管理を行う事になりました国立公園は国立公園法という法律によって一切の管理を行う事になっておりますので左記の点をよく守って頂き皆様とともによりよき公園として育て了行きたいと思いますので何卒よろしく御協力の程を御願い致します。

一、国立公園に指定された地域
1、特別地域、万寿寺別院を中心とする。
2、特別保護地区、高崎山、東北面（万寿寺別院を中心とする）約一六〇町歩

二、❶の区域内で左の各号の一に該当する行為を為す者は厚生大臣の許可をうけなければならない。
1工作物の新築改築又は増築
2水面の埋立又は干拓
3鉱物の試掘若は採掘砂鉱の採取又は土石の採掘
3木竹伐採
5広告物、看板其の他之に関する物件の設置
6水位水量の増減を来す行為

三、❷の地区内で左の各号の一に該当する行為を為すものは厚生大臣の許可をうけなければならない。
1、特別地域の項に掲げた各号を行う場合
2、開墾植栽其の他地形質の変更
3、物件の堆積4、家畜の放牧5焚火又は火入6、爆発物又は容易に燒燃すべき物件の貯蔵7、野生動物の捕獲又は高崎山植物の採取

右の点について無許可で行った場合は一年以下の懲役又は壱万円以下の罰金に処せられますので若し以上の内何れかを行う場合は是非事前に市商工課観光係宛御相談下さい尚詳細については市商工課観光係宛御問合せ下さい（商工課）

農業祭

十月七日より開催

恒例の農業祭を、大分市及び大分商工会議所との共催により、十月七日より開催致しますが、今回は特に人口十万突破と、高崎山自然動物公園の国立公園編入を記念する祝賀行事を併せて、次の通り盛大に催す事になりましたので、皆様の御協力をお願い致します。

一、期日　十月七日より十月十三日まで
二、会場　昭和通り
三、主な行事
農機具展示会
畜産品評会（春日浦）
商店街競演大会
「市政四十二年の歩み」統計展示会
猿仮装行列
景勝地写真展示会
高崎山訪問マラソン（中学生）
市政協力者慰安の夕

貯蓄の夕
とき・10月17日6時より
ところ・教育会館三階ホール
（入場無料）
十月十七日は貯蓄の日です

自立促進　貯蓄運動
（9月21日→10月20日）
みんなの貯蓄で
自立の道を

大分市の人口 遂に十万を突破

戦い終つて既に八年、その当時の人口は六万五千人であつたものが逐次増加し本年八月末の調査では遂に十万を突破するに至りました。

四つの島に八千万の人口を抱えこんで熾烈な人間難に悩んでいる日本で、一つの都市に人口が増加したということが目出度いことかどうかの問題は別として、単に大分市のみをとりあげた場合、その人口増加は自然増加というよりも流入による増加であつて、このことは大分市という地域社会がこれ等の人々の吸容力を有し、それ等の人々の経済活動の基底となる生産力が自然的、経済的、歴史的諸條件の下で人口増加という形で現れたものであつて、私どもはこれを大分市の発展という意味から、この十万突破を大に祝福致したいと思います。

一、人口の男女別構成
△男　四八、五七〇人
△女　五一、八四三人
男子より女子が多いことは男子を必要とする工業が少いという意味を示しています。

二、結婚適齢期の男女別構成
△男（二五―三〇才）　四、五七五人
△女（二〇―二五才）　六、三六五人
婿一人に嫁一、四人の割となる

三、生産年齢別別構成
△〇才―十九才（四三、七％）
△二〇才―五九才（四九、四％）
△六〇才以上（六、九％）

四、校区別人口

校区別	戸数	世帯数	人口 計	男	女	別分校区百人口	人口比率
総数	18.130	21.321	100.413	48.570	51.843	100％	
金池	2.635	3.042	13.369	6.533	6.836	13.3％	
荷揚	1.433	1.595	7.228	3.379	3.849	7.2％	
長浜	1.107	1.388	14.874	2.899	2.975	14.6％	
春日	2.662	3.380	14.674	7.090	7.584	14.6％	
大道	2.428	3.128	13.641	6.446	7.195	13.6％	
大分	1.720	2.065	9.352	4.568	4.784	9.3％	
大南	762	852	4.289	2.035	2.254	4.3％	
寄宿	1.060	1.177	6.551	3.230	3.321	6.5％	
合合	1.060	1.220	8.735	4.280	4.455	8.7％	
宿	57	57	8.048	3.886	4.162	8.0％	
鶴崎			5.807	2.797	3.010	5.8％	
稙田			2.845	1.427	1.418	2.8％	

自立促進貯蓄運動
みんなの貯蓄で自立の道を

我が国の貯蓄成績は近年非常な好成績を示して居ります。

昭和二十八年度全国貯蓄の目標額は九、三〇〇億で内大分県の目標額は七〇億となつて居り八月末現在三六%の二五億五〇〇〇万円の貯蓄成績を示して居ります。

我が国の経済は朝鮮動乱に伴う特需等により一時活況をみたが反面自立経済えの努力が等閑視され随つて朝鮮動乱の終結により急激に経済情勢の危機を感じ、インフレの膨張が懸念されます。

之がインフレの防止は一般に貯蓄の増強を図り資本を蓄積し企業の合理化等にまたねばなりません。

そこで貯蓄増強中央委員会では九月二十一日より十月二十日迄全国的に自立促進貯蓄運動を展開し貯蓄の増強を図り我が国経済基盤の確立強化に努めています大分市に於ても之に呼応し大分県貯蓄推進委員会、日本銀行大分支店その他関係機関一体となつて大分県の貯蓄目標額七〇億達成に力を注ぐ事になりましたので皆さんの御協力を御願いします。

尚この運動では皆さんに次の様に呼びかけています。

◎一日十円は貯蓄しませう

◎みんなの貯蓄で自立の道を

大分市ではこの運動で特に納税貯蓄組合貯蓄の増加に重点を置き納税準備貯蓄の増加と市税完納を御願い致したいとのことで絶大なる御協力を御願ひします。（徴税課）

燃えない大分市え

今度中央通（大分市駅前―中島一米までが耐火建築促進法により六條通）、若松通（電車通より大手通まで）、竹町通（一丁目より五丁目アポロ劇場）各両側奥行十本年九月十四日より実施することになりました。この法の目的は都市に於ける耐火建築地帯の造成を図り火災其の他の災害の防止と土地の合理的利用を図り公共の福祉に寄与せんとして今後指定を受けた地区内で新築又は改築する場合は耐火建築（鉄筋コンクリート、又はコンクリートブロック煉瓦造）でないと建築が出来ません但し建築費の差額の半分（鉄当り約一二、三九〇円）を国、県、市によつて補助されます。

尚詳しいことは大分県建築課又は市役所復興課にお聞合せ下さい（復興課）

市内社會施設配分額

一、三四五、〇四九円
内訳
1、団体　三一〇、〇四九円
大分市厚生援護会配分金として
2、施設　一、〇三五、〇〇〇円
イ、あけぼの寮　五〇、〇〇〇円
ロ、大分市社会事業協会　三〇、〇〇〇円
ハ、真生会　一五〇、〇〇〇円
ニ、大分県遺族会保育所　一五、〇〇〇円
ホ、大分洋裁授産所　一五〇、〇〇〇円
ヘ、春日園　二三〇、〇〇〇円
ト、大分県遺族会母子寮　三〇、〇〇〇円
チ、大分県青少年厚生保護会　一五〇、〇〇〇円
リ、厚生館　一〇〇、〇〇〇円
ヌ、大分県遺族会授産所　五〇、〇〇〇円
ル、南大分保育所　五〇、〇〇〇円
終戦以来社会の秩序は漸次整つて参つたとは申しますものの民生の安定は未だ全きを得るには至らず、失業者、困窮者の数は依然として増加の一途を辿り庶民階層の生活は一層深刻化しつつある実状であります。各種の社会福祉事業施設に住んで居られる可愛想な惠まれない同胞の明日への生活に皆さんの温い援護の手が延べられることをお願い致します。

本年度の大分県の目標は一、六〇〇万円で大分市の目標額は一四九万円余で昨年に比べ九万円増加していますが、是非共目標額の完遂に御協力下さるようお願い致します。（社会課）

共同募金 赤い羽根運動について

毎年十月一日から一ケ月間全国一斉に行われて参りました国民たすけあい赤い羽根運動も早や六年を経過致しました。

此の間市民各位の絶大なる協力を戴き、常に県下七市のトップを以て目標額を完遂していることは誠に御同慶に堪えません。

この尊い皆様方より寄せられました浄財の内昨年度市内の施設や団体に配分された金額は次の通りです。

人造米について御知らせ

食生活安定の一助として、人造米の研究がなされて居りましたが今般完成された優秀な人造米が市内主食小売販売店に入荷致しましたから是非一度試食下さるようお奨め致します。

二、二割程度の混合で炊き方を加減すれば、白米と全く見分けがつかず味の変化もなく栄養も麦以上あります。詳細については販売店にお聞き下さい。

価格一キロ　七五円

寄附謹告

春日町三組小野辰生氏は亡父秀吉氏の忌明に際し金一封を又大分市大字田中桜井トモ氏より亡夫光三氏の盆額返しに代え金一封を当市厚生協護会に又稙荷町歯科医河野亘氏は去る五月十一日亡御尊母様の香奠返しとして金一封を、この度は又盆額返しとして社会施設に対し寄附がありました又大分市高松宮崎嘉七氏より亡タツ様の香奠返しに代え清心園に王子町二丁目植木豊三氏は亡令嬢美代子様の香奠返しに代えわかば園に、大分市竹町大分雪果株式会社（社長秀島薄雄氏）より中島三條大分厚生館母子寮に対し玉ネギ三千貫を市社会を通じ寄附がありました。

市内西新町小唄舞踊香菊会花柳香鶴様外二五名は九月二〇日午後清心園をおとづれ老人を御慰問下さいました又九月十五日市内本町矢野峯生氏は眼鏡一千一個、城崎町首藤正義氏は菓子大箱一箱を清心園老人に対し御寄贈下さいました。（社会課）

秋冬のニエード品取揃へています
是非御來店下さい
あなたのスタイルは柄は色調最高技術を誇る糸永で
高級紳士服、婦人服専門店
専門店會加盟店
糸永洋服店
チケット大歓迎
大分市中央通り三丁目（トキハ前）　TEL1105番

告知板 1953

納税貯蓄組合の運営懇談會に組合長の皆さんえ

納税貯蓄組合員の市税納入成績は最近非常に上昇し所期の目的を達成しつゝあるますが、一部に於て未だ不徴民の面があり運営に支障を来たしているやに見受られますので十月十五日より十一月十四日迄一ケ月間地区別に納税貯蓄組合の運営懇談会を開催し取扱の徹底を期したいので御多忙中御迷惑に存じますが万障繰合せの上御出席下さい。

尚懇談会開催日時場所等は後日書面により自治委員さんを通じ御通知致します。

納税貯蓄組合員の市税納入について

納税貯蓄組合員の方で市税を納入される場合個人で納入される方が非常に多く、又分納手続その他の点に於いての取扱を誤解されている方がありますので次の点に特に御注意下さい

一、納税組合員に配付する市税の令書には納組の角印をおしてありますので令書を受領した場合よく確めて下さい。若し納組の角印がない場合は捺印洩か、名簿洩でありますので徴税課又は出張所え御連絡下さい。でないと報償金交給の対象になりません。

二、二八年度の納期内完納報償金は組合長さんの所持している公課証明書資料にして報償金を差上げる様になつていますので市税納入の際は組合長さんを通じ納入される様特に御願いします。公課簿に記入されていないと完納していても報償金交給の対象になりません。

尚報償金は組合長さんの請求によつて各納期毎にも支拂して居ります。請求用紙は徴税課及び出張所に備付てあります。

三、正規の分納手続をしないで内入をし、完納すれば報償金が貰えると誤解されている方がありますがこれは誤りで分納申請はその令書の納期日迄に正規の分納申請書に記載の上組合長さんを通じ徴税課又は出張所に提出し、承認を受け、その申請期内に完納した場合のみ報償金が貰えますので若し一時に完納出来ない場合、正規の手続をした上分納してください。

家屋の評価が始ります

昭和二十九年度の固定資産税の基礎になる家屋の評価を始めることになりました。

評価の方法は昨年と大差なく昨年より尚細部にわたり調査することになつて居りますので、調査にあたり御迷惑を、おかけすること、思いますが、係員がお伺いした際は御協力下さいますようお願い致します。

尚日程は九月下旬より南大分校区から始めており十月十日頃より鶴崎校区の予定ですが今後の予定はその都度市報によりお知らせ致します。

自家肥料用屎尿汲取について

し尿を自家肥料にするため汲取をしようとする者は、大分県規則汚物掃除法施行細則の規定により市長に届けて届出済証の交付を受けなければならないので、現に汲取をしている者及今後汲取をしようとする者は、左記様式により市衛生課に届けて届出済証の交付を受けてください。

尿屎の汲取申込はタバコ屋で

今まで「尿屎」の汲取申込の受付は市衛生課の窓口のみで行い永らく御不便をお掛け致しましたが来る十月一日から次に掲げる十ケ目のタバコ屋で汲取券の交付が出来るようになりました。

「尿屎」の汲取区域は金池、荷揚、中島、春日、大道、長浜の各校区ですが、この区域にお住いの方でしたら次のどのタバコ屋に申込まれても差支えありませんので、どしどし御利用下さい。

なお、衛生課窓口での受付も当分つゞけます。

大分市尿屎汲取申込所一覧

◎金池校区　真新町　阿部　安巳（電話五二一）

◎同　金池町　髙場　ブン（日用品分配所電話一九九八）

◎長浜校区　長浜様前　堀　熊雄（堀商事電話一一七六）

◎荷揚校区　若松通　野仲　六郎（電話六五一次）

◎同　竹町入口　田所　秋実

◎中島校区　中島十條一丁目　佐藤　辰男（電話一一九七）

◎同　浜町北　久松　正巳（えびす堂　電話一五四一次）

◎春日校区　春日町　平岡　スエ三、（髙田屋　電話一九九〇）

◎同　浜の市　井上　百松（電話一四六九）

◎大道校区　大道一丁目　横手タマエ（野田屋差入所　電話一五九一）

△実施昭和二十八年十月一日

△汲取区域の住民は何れの店に申込んでもよい。

△右十ケ所は何れもタバコ屋。

（衛生課）

畜産共進會期日變更

十月七日水曜日春日公園にて開催致します。

各農協選出の和牛、乳牛、馬、羊、山羊、鶏、兎が約二〇〇点出陳されます。多数御来場下さつて家畜と共に楽しい一日をお過し下さる様お願い致します。

野犬掃蕩の實施について

野犬一掃につきましては種々手を尽していますが繁殖率の高い犬のことですから根絶と言うことは、到底及ばない願いであります然し県市に於きましては市民を死亡率百%の恐しい狂犬病と咬傷から守るために更に野犬狩りを次の様な方法に依り実施することになりましたので是非皆さんの御協力をお願い致します尚犬を飼つている方で未登録の方は至急手続をすませて下さい『登録料一頭二〇〇円』

一、野犬狩実施期間十月一日より本年十二月二十日まで

但し毎日人夫二名をして適時巡回捕獲させる

二、目的、真の野犬一掃と無責任飼育者の整理

三、注意事項

捕獲人は藍色の腕章を必ずつけていますのでまぎらはしい人を発見した時は直に保健所又は市衛生課に連絡して下さい。

登録済の犬には鑑札を必ずつけて下さい

野犬狩の時期にはよく鑑札を盗られますので他人になれやすい犬は可成けい留して置く方が安全です。

定期種痘のお知らせ

数多くある予防接種の中で種痘ほど広く効果を知られているものはありません。可愛い赤子様をあの恐ろしい痘瘡から守るのは種痘以外にありません。

大分市では左記の日程により種痘を実施致しますから、該当のお子様を最寄りの場所で必ず受けさせて下さい。

一、接種該当者

◎第一期＝生後二ケ月から十二ケ月までの者及び未だ一度も種痘を受けていないもの。

◎第一期＝昭和二十九年四月小学校に入学するもの。

◎第三期＝昭和二十九年三月小学校を卒業するもの。

一、種痘接種日時、場所

実施場所（各小学校）	種痘接種日（毎日午後二時より四時まで）	検診日
東大分	十月五日	十月十二日
日岡	十月五日	十月十二日
金池	十月六日	十月十三日
滝尾	十月六日	十月十三日
春日	十月七日	十月十四日
八幡	十月七日	十月十四日
神崎	十月七日	十月十四日
南大分	十月八日	十月十五日
大道	十月八日	十月十五日
中島	十月九日	十月十六日
荷揚	十月九日	十月十六日
長浜	十月九日	十月十六日

一、禁忌

①著しく栄養障害に陥つている者②蔓延性の皮膚病におかされている者で種痘により障害を来たす恐れのある者③重症患者または熱性病患者

一、料金

予防接種法により実費を徴収致します。

◎一名につき金十五円

但し生活扶助者は担当民生委員の証明により免除致します。

大分 三 銘菓
山孫饅頭
大分市若松通・松月堂本舗・電話二八五番

昭和24年5月23日
（第三種郵便物認可）
第173号　大分市報　昭和28年10月1日

市警だより

一、交通法令の改正について

此の度従来の道路交通取締令が廃止され新に道路交通取締法施行令全施行規則が九月一日から施行されましたがその内容に於ては従来の道路交通取締令の一部が改正されたもので警察署としては交通関係者は勿論一般の方々にもよくこれが法令の周知徹底を願い事故の防止に御協力をお願致します

殊に今度の改正法令の中に道路に於ける禁止行為として

1、交通の妨害となる様な方法で寝そべり、座り又は立ち止まつつていること

2、交通の妨害となるような程度に泥酔してふらつくこと

3、盲又は之に準ずるものが白色の杖を携行しないで歩くこと

4、前号に掲げたる者以外の者（つんぼを除く）が白色の杖を携行して歩くこと

5、石、硝子片、金属片等を投げ空気銃その他の飛道具を発射し煙火を弄び又は投球、ローラースケート其他之に類する行為をすること

6、交通の頻繁な道路に於て通常児童（六才以上十四才未満のものを云う、以下本号中同じ）若しくは幼児（六才未満）を保護する責任のある者が児童若しくば幼児に遊戯をさせ又は自ら若しくは之に代る監護者が附添わないで幼児を歩行させること

7、交通の妨害となるような場合其の他の物件を放置すること

8、諸車又は軌道車から火のついているもの其他発火の虞あるものを捨てること

9、進行中の自動車又は軌道車に飛びのり又は飛降りすること

10、進行中の自動車又は軌道車の車体の外部に掴まり又は乗る事

11、扉を閉ちないで又は乗っている者の転落を防ぐために必要な鎖、ロープその他安全装置を施こさないで軌道車を運転する事

その他県知事が禁止した行為

右のようなことが規定されて居り之に違反すると三千円以下の罰金又は科料に処せられますので御注意下さい。

二、交通事故の防止について

此の度の法令改正により大分市公安委員会では、これに伴う大分市の道路交通取締規程その他運転者行政処分規程、運転免許規程、聽聞規程等改廃すべく準備中でありますが就中道路交通取締規程の一部を左記の通り改正し市内全般に亘り速度制限を緩和し十月一日より実施することになりました

本規程に伴い必然的に市内に於ける自動車のスピードを増すことになり随つて交通事故の防止に当つては市民皆様の交通に対する御協力と業者のたゆまざる車輌の整備と運転者の慎重な注意により交通事故の起らないよう格段の御援助を重ねて御願いします。

道路交通取締規則

大分市公安委員会

第一條　道路を利用するものは交通関係諸法令の定めるものの外この規程の定めるところによらなければならない

第二條　大分市内に於ける自動車及び原動機付自転車の最高速度を次のように制限する

但し別に速度制限の標識がある区域に於てはこれに従わなければならない

【追越制限】

第三條　緊急以外の自動車が他の自動車又は軌道車を追越してはならない場所を次のように定める

一、橋梁、トンネル

二、学校及び遊園地附近

三、雑踏の場所

四、追越禁止標識のある場所

五、その他交通上危険の場所

【徐行】

第四條　車馬及び軌道車の徐行しなければならない場所を次のように定める

一、橋梁、トンネル

二、学校及び遊園地附近

三、軌道車又は乗合自動車の停留場所附近

四、雑踏する場所

五、徐行標識のある場所

自動車の種類	市内一円 但別大国道	別大国道（宝崎より両郡橋迄）
令第十五條第一項第一号の自動車（もつぱら人を運搬する構造の自動車でその乗車定員十人以下のもの（小型自動四輪車で車輌の長さ三メートル八米未満のもの。自動三輪車及び軽自動車を除く））	毎時三五粁以下	毎時五〇粁以下
令第十五條第一項第二号の自動車（バス、トラック（普通貨物自動車）、側車付自動二輪車及び自動二輪車）	同三二粁	同昼間四〇粁 同夜間三五粁
令第十五條第一項第二号の自動車（その他の自動車）	毎時三二粁	毎時三五粁
令第十五條第一項第一号の自動車（けん引自動車、けん引される諸車に制動装置がある場合又は総重量二千キログラム以下の諸車をその三倍以上二五粁の総重量の自動車でけん引する場合）	同	同三五粁
令第十五條第二号の自動車	同二〇粁	同二五粁
令第十五條第二号の自動車（その他のけん引自動車）	同二〇粁	同二五粁
令第十六條の原動機付自動車（原動機付自転車）	同二五粁	同二五粁
緊急自動車	同六〇粁	同六〇粁

六。その他交通上危険な場所

附　則

【施行期日】

第十五條　この改正規程は昭和二十年十月一日より施行する

結婚式は公民館で

大分市中央公民開が四月一日開館以来、真先に取り上げたのが結婚の簡素化運動であるが市民の皆さんの御理解と御協力とによって見事に功を奏して、その後次第に利用者が増し、九月末で三十一組に達しました。

公民館では少しでも市民に喜ばれる公民館結婚式にするために、公民館結婚式を実施している各地の公民館に聞い合わせをしたり大分市中央公民館で挙式された新郎新婦や、媒酌人にその感想を求めたり致して居りますが、その中の主なものを拾つてみますと

◇公民館結婚式を挙げて非常によかつたと感謝している者七四％

◇よかつたと答えた者＝二六％

◇よくなかつたと回答した者＝〇％以上の結果でした。

更に経費の点では、

◇非常に安くできたと答えた者＝五〇％

◇可成り節約できたという者＝五〇％となつて居り、今までの結婚式に比べ相当節約されていることがうかがえます。又厳粛で経費節約ができ、時間と手間の浪費がはぶけ、式後の催が略され、各方面にお包みをしなければならないなどの心配がはぶけてありがたい等の意見をいただいており、関係者が意図した目的が幾らかでも達せられた事を喜んで居ります。

そこで公民館結婚式の概略を御知らせしますと先づ経費の点では

◇式場費五百円＝式場、披露宴場新郎新婦の控室、ふとん、金びようぶ等の一式を使用料

◇結髪着付＝和装の場合千円、洋装の場合七百円

◇写真キヤビネ三枚一組＝五百円

◇調理婦謝礼＝二百円

◇花代＝植木鉢借用の場合一個五十円、盛花の場合五百円

◇その他雑費＝二百円（燃料、お茶代、白布洗濯代の一部等）

◇料理＝二百円より四百円迄、その他酒一人一合程度

となつて居り、式服については館用の備付が未だありませんが、早晩備えつけて低廉でお貸しするように考えて居り、現在は業者のものをあつせんして居ります。一人三百五十円の膳部にした時でも二十人位の披露宴から新婦の仕度一切を含めて一万二千円程度で上つています。

式は新郎、新婦や媒酌人の意志で、神式でも佛式でもキリスト教式でもできますし、公民館長の詞婚による公民館結婚式の求めにも応じています。時間は公民館結婚式の場合、式二十分、記念撮影二十分、披露宴一時間二十分の合計二時間前後で簡便にしかも厳粛に挙げることができます。（くわしいことは公民館に御相談下さい）

十月、十一月の申込みも四五件出て居りますが、館の悩みは大安等の俗に云う暦の上の佳日に集中することで、多い日は一日三つも時間をくり合わせやつてくれと申込まれる方があり、関係者をてんてこまいさせることがあります。これからは御両人を中心とした都合のよい日が大安であるというように改められることを望んでおります。

もう御済みでしようか？

御ふとんの整備（綿打直と洗濯）は!!

新綿の御買求めと
古綿の打直しは　親切、丁寧、安價で誠實な

ふとん綿各種品揃ひ　製造直賣の　新川製綿所　（電話2294番）へ